

公共調達における人権配慮について

令和 5 年 4 月 3 日

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る

関係府省庁施策推進・連絡会議決定案

政府の実施する調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めることとする。

具体的には、公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進める。